

## 令和7年9月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第57号

#### 松伏町教育委員会委員の任命について

##### 1 趣旨

松伏町教育委員会委員會田隆氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるが、再び會田隆氏を同委員に任命することについて同意を求めるもの

##### 2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○
- (2) 氏 名 會田 隆 (あいだ たかし)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○

##### 3 任期

令和7年10月1日から令和11年9月30日まで

### 議案第58号

#### 松伏町公平委員会委員の選任について

##### 1 趣旨

松伏町公平委員会委員滝上秀人氏の任期は、令和7年9月30日で満了となるが、再び滝上秀人氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

##### 2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○
- (2) 氏 名 滝上 秀人 (たきうえ ひでと)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○

##### 3 任期

令和7年10月1日から令和11年9月30日まで

### 議案第59号

#### 松伏町農業委員会委員の任命について

##### 1 趣旨

欠員中の松伏町農業委員会委員に山崎良夫氏を任命することについて同意を求めるもの

##### 2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○
- (2) 氏 名 山崎 良夫 (やまざき よしお)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○
- (4) 委員の区分等

| 区 分 | 推薦団体        | 職 業 等      |
|-----|-------------|------------|
| 推 薦 | 松伏町認定農業者協議会 | 農業 (認定農業者) |

##### 3 任期

任命の日から令和10年4月6日まで

### 議案第60号

#### 松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 趣旨

医療費助成金の支給の対象となる者を追加するとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

### (1) 医療費助成金の支給の対象となる者の追加（第2条及び第4条関係）

ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める2級の障がいをもつるものを医療費助成金の支給の対象とする。

イ アの者の医療費助成金の支給の対象となる医療の一部負担金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により公費負担された精神通院医療に係る医療費の自己負担分とする。

### (2) その他規定の整備

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和8年1月1日

### (2) 経過措置

改正後の松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療給付に係る一部負担金について適用し、同日前の医療給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

## 議案第61号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

### (1) 引用条項に関する規定の整備（第1条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、条例中引用している条項が移動したこと等に伴う規定の整備

### (2) 部分休業の見直し（第20条から第23条まで関係）

ア 部分休業をすることができる非常勤職員の要件から「勤務日ごとの勤務時間」を削除する。

イ 現行の1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止する。

ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により新設された1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認は、原則として1時間を単位として行うものとする。

エ 部分休業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、請求するかを任命権者に申し出るものとする。

オ ウの条例で定める時間は、次の（ア）及び（イ）に掲げる職員の区分に応じ、当該（ア）及び（イ）に定める時間とする。

（ア）非常勤職員以外の職員 77時間30分

（イ）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

カ 部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情は、申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより変更をしなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

キ 部分休業の承認の取消事由は、カの変更をしたときとする。

ク その他規定の整備

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年10月1日

#### (2) 経過措置

この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における2(2)オは、次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間とする。

ア 非常勤職員以外の職員 38時間45分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間

## 議案第62号

### 松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

任命権者に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置を義務付けるとともに、規定の整備をするための条例の改正

#### 2 内容

##### (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置の義務付け(第19条関係)

ア 任命権者は、本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

(ア) 当該職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置その他の事項を知らせるための措置

(イ) (ア)の制度又は措置の請求、申告又は申出に係る当該職員の意向を確認するための措置

(ウ) 子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置

イ 任命権者は、ア(ウ)により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

##### (2) その他規定の整備

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年10月1日。ただし、(2)は、公布の日

#### (2) 経過措置

任命権者は、この条例の施行の前においても、3歳に満たない子を養育する職員について、2(1)アの例により、2(1)ア(ア)から(ウ)までの措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、2(1)アにより講じられたものとみなす。

## 議案第63号

### 松伏町手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料の額を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

- (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料の額の改定（別表関係）  
住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料の額を次のとおり改定する。

| 現 行                 | 改 定 後                         |
|---------------------|-------------------------------|
| 1冊につき <u>3,000円</u> | 1件につき <u>200円</u> （1人を1件とする。） |

- (2) その他規定の整備

## 3 施行期日

令和8年4月1日

### 議案第64号

#### 松伏町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

- (1) 個人番号を利用することができる事務の追加（別表第1関係）  
町長及び教育委員会が個人番号を利用することができる事務に「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務」を追加する。
- (2) 個人番号を利用することができる特定個人情報の追加（別表第2及び別表第3関係）  
町長及び教育委員会が個人番号を利用することができる特定個人情報に「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を追加する。
- (3) その他規定の整備

## 3 施行期日

令和7年11月17日

### 議案第65号

#### 松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣旨

松伏町議会議員及び松伏町長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定するための条例の改正

## 2 内容

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改定（第8条及び第11条関係）

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり改定する。

| 区 分          | 現 行          | 改定後            |                |
|--------------|--------------|----------------|----------------|
| ビラの作成（1枚当たり） | <u>7円73銭</u> | <u>8円38銭</u>   |                |
| ポスターの作成      | 印刷費（1枚当たり）   | <u>541円31銭</u> | <u>586円88銭</u> |
|              | 企画費（定額）      | 316,250円       | 316,250円       |

## 3 施行期日等

- (1) 施行期日  
公布の日

## (2) 経過措置

2は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

### 議案第66号

#### 財産の取得について

- |          |  |
|----------|--|
| 1 財産の種類  | 物品   |
| 2 財産の内容  | 町内小中学校学習者用端末一式   |
| 3 取得金額   | 80,611,080円  |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区外神田六丁目15番12号<br>富士電機ITソリューション株式会社<br>代表取締役 及川 弘 |

### 議案第67号

#### 損害賠償の額を定めることについて

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 趣旨      | 物損事故に関する損害賠償の額を定めるもの   |
| 2 事故の概要   | 令和7年6月15日午前11時頃、松伏町ゆめみ野東四丁目1番地1の松伏総合公園の駐車場において、桜の枯れ枝が落下し、駐車していた相手方の車両を破損したもの |
| 3 損害賠償額   | 1,024,254円   |
|           | 上記金額の内訳  |
| (1) 車両修理費 | 837,254円   |
| (2) 代車料   | 187,000円   |

### 議案第68号

#### 令和7年度松伏町一般会計補正予算(第2号)

- |          |              |
|----------|--------------|
| 1 補正前予算額 | 10,939,016千円 |
| 2 補正予算額  | 478,646千円    |
| 3 合計     | 11,417,662千円 |

### 議案第69号

#### 令和7年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 当初予算額 | 3,126,504千円 |
| 2 補正予算額 | 34,541千円    |
| 3 合計    | 3,161,045千円 |

### 議案第70号

#### 令和7年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 当初予算額 | 2,492,490千円 |
| 2 補正予算額 | 99,657千円    |
| 3 合計    | 2,592,147千円 |

### 議案第71号

#### 令和7年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 当初予算額 | 501,930千円 |
|---------|-----------|

|         |            |
|---------|------------|
| 2 補正予算額 | 2, 165千円   |
| 3 合計    | 504, 095千円 |

### 議案第72号

#### 令和7年度松伏町下水道事業会計補正予算（第1号）

|          |            |
|----------|------------|
| 1 既決予定額  |            |
| （1）収益的収入 | 523, 745千円 |
| （2）収益的支出 | 521, 305千円 |
| （3）資本的収入 | 91, 212千円  |
| （4）資本的支出 | 285, 917千円 |
| 2 補正予定額  |            |
| （1）収益的収入 | 2, 074千円   |
| （2）収益的支出 | 2, 074千円   |
| （3）資本的収入 | —          |
| （4）資本的支出 | —          |
| 3 合計     |            |
| （1）収益的収入 | 525, 819千円 |
| （2）収益的支出 | 523, 379千円 |
| （3）資本的収入 | 91, 212千円  |
| （4）資本的支出 | 285, 917千円 |

### 議案第73号

#### 令和6年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1 歳入総額    | 10, 854, 900, 913円 |
| 2 歳出総額    | 10, 140, 048, 212円 |
| 3 歳入歳出差引額 | 714, 852, 701円     |
| 4 実質収支額   | 647, 646, 701円     |

### 議案第74号

#### 令和6年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 歳入総額    | 3, 008, 603, 766円 |
| 2 歳出総額    | 2, 931, 256, 721円 |
| 3 歳入歳出差引額 | 77, 347, 045円     |
| 4 実質収支額   | 77, 347, 045円     |

### 議案第75号

#### 令和6年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 歳入総額    | 2, 449, 376, 379円 |
| 2 歳出総額    | 2, 344, 960, 513円 |
| 3 歳入歳出差引額 | 104, 415, 866円    |
| 4 実質収支額   | 104, 415, 866円    |

### 議案第76号

#### 令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

|        |                |
|--------|----------------|
| 1 歳入総額 | 464, 915, 288円 |
|--------|----------------|

|           |              |
|-----------|--------------|
| 2 歳出総額    | 462,069,608円 |
| 3 歳入歳出差引額 | 2,845,680円   |
| 4 実質収支額   | 2,845,680円   |

**議案第77号**

**令和6年度松伏町下水道事業会計決算の認定について**

|         |              |
|---------|--------------|
| 1 収益的収入 | 535,707,096円 |
| 2 収益的支出 | 521,531,411円 |
| 3 資本的収入 | 79,472,900円  |
| 4 資本的支出 | 314,078,076円 |